

2021年11月27日裁判司法研究会議事録

1. 概要

【日時】2021年11月27日午後2時から午後5時00分ごろまで

【会場】Zoomによる遠隔研究会および会議

【出席者】

山村、玉江、小林、南京家、清水、巫（6名）

2. 山村さんの提案

7月9日の「令和2年（ワ）第3631号受・工場移設権及び付帯不法事項責任処理請求事件」の口頭弁論で、一方的に結審して、裁判を公正に実施しなかった裁判官について、忌避申立、訴追請求、告訴を行い、検察が送り返してきたが、書き直して再提出している。検察に話をしに行ったところ、検討するというので、返事を待っている状態である。

【議論】

(巫) 忌避申立について、9月13日付で、却下の決定があった。この決定の理由について。

民事訴訟法24条1項が忌避事由として規定する「裁判の公正を妨げるべき事情」とは、裁判官がその担当する事件の当事者と特別な関係にあるなどといった当該事件の手續外の要因により、当該裁判官が担当するのではその事件について公平で客観性のある審理及び裁判を期待し難いと認められる客観的事由をいい、不公正あるいは不公平な訴訟指揮は忌避の事由にならない

としている。これは、1973年、刑事事件における裁判官忌避申立却下決定に対する即時抗告の決定に対する特別抗告事件の決定における最高裁第一小法廷の理由の判断に基づいていると考えられる。

裁判所では、最高裁判例は権威を持つ根拠として、判断の基礎とされており、各裁判官の判断を規定するとされるが、私たち研究会はそのような立場には立っていない。判例と法文を比較して、判例が法文を拡大解釈したり、法文の趣旨を蹂躪している場合には、その点から再検討する必要がある。

3. 玉江峰子さんの事件

(小林) サマリヤマンションの閉鎖謄本を入手した。

4. 書籍の出版について

(巫) 裁判司法研究会の研究の成果を書籍として、世に出したいので、そのために試行錯誤している。各会員は協力してほしい。

5. 忘年会の開催について

コロナのため、ここ数年間、集合する研究会を開けなかった、今年は忘年会を開いて、久しぶりの仲間たちと顔を合わせて、交流して今後の健闘の糧にしたい。具体的な日取りなどは、別途、調整する。

6. 次回の予定

2021年12月11日(土) 14時から17時くらいまで、Zoom会議。Zoomホストは小林さんの予定。

以上
2021年11月29日
巫召鴻